

市立福知山市民病院職員の給与に係る源泉所得税の納付遅延について

市立福知山市民病院（大江分院含む）による職員の令和 7 年 12 月分の給与に係る源泉所得税の納付について、事務処理の誤りにより過少納付があり、不足額の納付が遅延したことによる延滞税等が発生しました。このような事態を招いたことを、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後、事務の見直しや体制強化などの再発防止策を徹底します。

1 概要

給与から源泉徴収した所得税（復興特別所得税を含む。）は、給与支給月の翌月 10 日までに福知山税務署に納付すべきところ、令和 7 年 12 月分の源泉所得税について、年末調整による職員への還付額を差し引いて税務署に納付する際、控除額の入力に誤りがあり、納付した額が本来納付すべき額より過少となりました。その後、不足額の納付が遅延したことにより、延滞税と不納付加算税が課されました。

なお、職員への還付額には誤りはありません。

2 延滞税等の額

区分	金額
(1) 延滞税	23,200 円
(2) 不納付加算税	106,500 円
合計 (1) + (2)	129,700 円

（参考）本来の所得税額 45,879,108 円 － 当初納付額 43,745,508 円 ＝ 不足額 2,133,600 円（職員 214 人分）

- 延滞税（不足税額 × 日数 × 税率）：法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて課されるもの。
- 不納付加算税（不足税額 × 税率）：納付遅延があった場合に課されるもの。税務署から指摘される前に自主的に納付したときは軽減される場合があります（10% → 5%）、今回は軽減後の割合が適用されています。

3 経過

年月日	内容
令和 8 年 1 月 9 日	源泉所得税を税務署に納付
令和 8 年 5 月 26 日	決算処理において源泉所得税の預り額と支出額の不一致を確認し、調査開始
令和 8 年 6 月 2 日	調査の結果、1 月に所得税納付額を算定した際に、年末調整の控除額を誤って入力し、所得税納付額に不足が生じていたことが判明

年月日	内容
令和 8 年 6 月 3 日	福知山税務署に報告・相談
令和 8 年 6 月 4 日	所得税不足額 2,133,600 円を納付
令和 8 年 8 月 3 日	福知山税務署より延滞税と不納付加算税の納付の通知を受領

4 対応

福知山税務署の通知を受け、8 月 10 日に延滞税および不納付加算税を納付しました。

※ 本件に伴う延滞税等は、病院事業会計の自主財源（不用品売却益等）にて支出するものであり、診療収入や一般会計繰入金を充てるものではありません。

5 原因

年末調整による所得税の職員への還付額と、税務署に所得税を納付する際の控除額が一致しているかの確認作業を、総務課内で徹底できていませんでした。

なお、本件を受け、過去 10 年分の年末調整時における源泉所得税等の納付処理を確認した結果、同様の過少納付は確認されませんでした。

6 再発防止策

- ・年末調整時の所得税納付の際は、複数の職員による還付額と控除額の照合等、チェック体制を強化することで再発防止に努めます。
- ・担当課にとどまらず、庁内の関係各部署間で今回の事案を共有し、組織全体で同様の事務誤りを防ぎます。

担当：市民病院 事務部 総務課 南部、上山
電話：0773-22-2101